

ドワンゴ「内部統制システム構築に関する基本方針」
(会社法上の「業務の適正を確保するための体制」に該当)

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則り、かつ社会的責任を果たすため、当社親会社であるカドカワ株式会社（以下、「親会社」という）のコンプライアンス規程に準拠した規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - (2) 役員及び使用人が社内でコンプライアンス上問題のある行為を知ったときは、不利益を受けることがないことを保証したうえで通報することを義務づけ、内部通報窓口を社内外に設けて、適切な対応を行う。
 - (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、その取扱いに関する社内規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則毎月1回開催する他、適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。また、取締役会のほか、経営における重要事項を決定する会議体を開催し、取締役の職務の執行を効率的に行う。
 - (2) 業務執行に際しては、職務権限を定めた社内規程を始め、各種の社内規程に基づき、効率的な意思決定を行う。
 - (3) 職務の執行を効率的に行うために、適正な業務組織と分掌事項を設定する。
5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、その重要な意思決定について、親会社の定めるグループ経営管理規程に基づいて、親会社の承認を求め、また報告を行う。
 - (2) 当社の子会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行にかかる重要事項について当社への報告を求める仕組みを社内規程により整備し、主要な子会社と連携して子会社の管理、監督を行うとともに、子会社の取締役等の職務の執行の効率化を図る。
 - (3) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携して、当社及び当社の子会社の法令及び定款の遵守体制並びに内部統制システムの有効性を含めて監査を実施する。当社の子会社を主管する部門は、これらの体制に是正または改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行う。
 - (4) リスク管理規程を定め、親会社と連携して当社及び当社の子会社のリスクの把握、管理を行う。
 - (5) 親会社のコンプライアンス委員会に、当社のコンプライアンスに関連する事項を報告し、当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の法令及び定款の遵守に努めるとともに、当社及び当社の子会社の内部通報制度を整備し、適切な対応を行う。
6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役の同意を必要とするものとする。
 - (2) 監査役を補助するための使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。
7. 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会以外で決定される重要な事項のほか、

内部監査の結果等や、内部通報窓口への通報状況等について、直接の報告又は監査役との会議等を通じ、当社の監査役に報告する。

- (2) 当社の監査役は、監査上必要とする書類の閲覧・報告を当社及び子会社の取締役又は使用人に求めることができる。
- (3) 上記の報告を行った者に対し、監査役に当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。
- (4) 監査役による監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を設ける。

2011年11月10日改定

2012年11月14日改定

2014年11月27日改定

2015年5月1日改定

2016年5月1日改定